

岩手県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和8年岩手県告示第26号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡雫石町上野及び八幡平市松尾寄木地内
- 2 実施した期間 令和7年11月26日から令和8年7月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及びUAVレーザ測量